

景観審議会とは

景観計画に定める事項、その他良好な景観形成に関し必要な事項について調査及び審議をするために、湖南省景観条例第 34 条に基づき設置された市の附属機関です。

景観審議会の役割は、

1. 景観計画の変更もしくは提案に基づく変更の必要性の判断に関すること
2. 景観計画に基づく行為の届出に係る助言又は指導、勧告及び変更命令に関すること
3. 景観重要建造物、景観重要樹木にかかる指定、変更、解除、管理に関する命令又は勧告に関すること
4. 景観形成重点地区の指定に関すること
5. 屋外広告物条例にかかる規制地域の指定又はその変更に関すること
6. 屋外広告物条例にかかる適用除外および許可基準を定める又は変更するに関すること

◎湖南省景観審議会

■開催回数

おおむね年 3 回程度開催しています。

■開催時期

不定期（随時開催）

■委員

13 名以内で組織

- | | |
|-------------------|-------|
| (1) 学識経験を有する者 | 5 名程度 |
| (2) 各団体の関係者 | 6 名程度 |
| (3) 公募による市民 | 1 名程度 |
| (4) その他市長が必要と認める者 | 1 名程度 |

■任期

2 年

■報酬

6,000 円／回（湖南省特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成 16 年 10 月 1 日 条例第 48 号）第 2 条に基づく）

■所管課

湖南省建設経済部都市政策課

【参考】

＜湖南省景観条例＞

第8章 湖南省景観審議会
(設置)

第34条 市長の附属機関として湖南省景観審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、この条例の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議するほか、市長の諮問に応じ、景観形成に関する事項を調査審議するものとする。

3 審議会は、景観形成に関する事項について、市長に意見を述べることができる。
(組織)

第35条 審議会は、委員13人以内で組織する。

2 審議会の委員は、景観形成に関し学識経験を有する者その他市長が適当と認める者のうちから市長が任命し、又は委嘱する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、再任されることを妨げない。

4 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(審議会の運営)

第36条 審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

＜湖南省景観条例施行規則＞

(審議会の会長)

第37条 湖南省景観審議会（以下「審議会」という。）に会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第38条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。